

(消費税法の一部改正)

第四条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第四十六条の二 省 略

2 省 略

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づき命令を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載))を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 省 略

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例)

第五十九条の二 事業者により保存されている電磁的記録(第八条第二項

に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に記録された事項に関し消費税につき国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書若しくは同法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出、同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は同法第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項において「期限後申告等」という。)があつた場合において、同法第六十八条第一項又は第二項(重加算税)の規定に該当するときは、同条第一項及び第二項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に

(電子情報処理組織による申告の特例)

第四十六条の二 同 上

2 同 上

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づき命令を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等))を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 同 上

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。)の記載並びに押印については、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 | 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

---